

令和元年度 第12回江津市農業委員会総会

日時：令和2年3月23日(月) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター 1階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 承認 第1号 農地の地形変更届出について

第4 承認 第2号 農地の転用事業計画変更申請について

第5 議案 第1号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定の承認について

第6 議案 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第7 議案 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第8 議案 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第9 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第10 その他

○ 出席農業委員（11名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子 4 番和田幸子

5 番二本木俊二 6 番大村理之 7 番山本秀彦 8 番田代和秋

9 番深野政勝、10 番原田和徳 11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（10名）

崎谷靖徳、佐々木康規、佐々木要、河村博幸、井上清澄、流理森

仲津和法、壺岐和功、階本誠一、野村耕平

○ 出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長藤田佳久

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和元年度、第12回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしく願いいたします。

会長 おはようございます。現在、新型コロナウイルスの感染が非常に広がっていきまして、学校関係も休校しており、卒業式や入学式も少数で行うということで、

余儀なくされている状況です。また、今後どういう情勢になるかわかりませんが、いずれにしても、このように集団での会議そのものを控えている所もございます。そういった中でお集まり頂きましたが、極力短時間で会議等が終われるようにと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

また、先月の総会で、農林課より人農地プランの実質化に向けた取り組み状況を説明していた中で、江津市が初めての人農地プラン検討会を先般したところでございます。3日に都治地区の検討会が実施されました。出席者あるいは構成としましては、JAの営農関係者、JAの女性部、女性農業者、そして農業委員、土地改良区、島根県農業公社、江津市農林課の関係者の方々で行いました。検討会での、地域内でのアンケートの結果に基づいて、農地の売りたいこと、他の人に耕作を依頼したいこと、他の人に維持管理をしてもらいたいこと等、農地を地図で色分けされて、地域の話し合いの結果を取りまとめられて、実質化された人農地プランが示されました。プラン内容としては、地区の現状と課題、地区内における中心形態、いわゆる農地の集約化に関する位置付けと方向、それと実現化するための必要な取り組みに関する方針、こういったことが紹介されました。今後は地域で決めた方針を実行して頂くこととなります。

いずれにしても、今後においては人を確保するためには、確保し易い環境整備が必要であります。また、人を確保した時点で、意欲的な農業経営をやり易いように、農地の整備等する必要があるということで、特にこのような整備については、補助事業を受けることなのですけれども、やはりこれを受けるためには、人農地プランが実質化しているということが、ベースになるという所があると示されております。こういったことから、都治地区に続いて後の地域集落が、人農地プランの検討会を出来るように、仕組みを皆さんでご支援を頂きたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。それでは、ただ今より、令和元年度、第12回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、湯浅推進委員から欠席の連絡がありました。佐々木推進委員はまだお見えになっておりませんが、おって来られるかと思っております。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解いただきましたので、5番 二本木委員、6番 大村委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法第18条第6項

会 長 次に日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書は2ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。合計で●●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。賃借人は公益財団法人しまね農業振興公社です。解約届出日は令和2年2月14日、解約成立日と土地引渡時期も同じです。解約の理由は合意解約です。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、この件につきましては報告のとおり、ご了承願います。

地形変更届出

《 桜江町小田 》

会 長 次に日程第3、承認第1号「農地の地形変更届出の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は3ページをご覧ください。位置図は1ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は●●●●㎡です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●の方です。地形変更届出者は同じく●●●●さんです。地形変更理由は、水害の危険があるため嵩上げをして、畑として使用したいということです。工事期間は許可日から●●●●です。隣接地への被害防除等については、日々点検し異常がある場合は土壌等で防除し、他

の耕作地に被害が無いようにするという事です。申請人は本人で、担当委員は山本委員です。以上です。

会 長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いします。

7番委員 位置図の1ページをご覧ください。現地は、1月に売買契約で申請があった所
でして、主要地方道桜江金城線沿いにございます。この桜江金城線は30年の
水害で水没しまして、その関係で畑として利用したいので嵩上げをしたいとい
うことです。聞いてみますと、1mくらい上げたいと。そのくらい水が来たの
で上げたいという話でした。毎年、水害はありませんけれども、予防的措置で
嵩上げされるということでもありますので、よろしく願いいたします。以上で
す。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご
質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、承認さ
れる方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地の地形変更届出の1については、承認さ
れることに決しました。

農地転用事業計画変更申請

《 都野津町 》

会 長 次に日程第4、承認第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事
業計画変更申請の1」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の
深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いしま
す。

事務局 議案書は4ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定による許可後
の事業計画変更申請についてです。場所は位置図の2ページをご覧ください。場
所は、●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。同じく●●
●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。申請人は●●●●さん、
住所は●●●●、●●●●の方です。転用目的は変更前が個人住宅、変更後も
個人住宅という事です。変更理由は、転用事業者の自宅は建築から数十年経過

し老朽化していたため、申請地に住宅を新築して転居する予定だったが、建築費の準備や建築計画が遅れていたところ、転用事業者についてガンが発見され入院し、建築出来ないまま平成 24 年に死亡し、計画が遂行不可能になった。前回の許可で転用事業者である、亡き●●●●が売買により取得した●●●●については、子である承継者が相続し、●●●●の使用貸人であった●●●●も死亡し、孫である承継者が相続した。そのため今般、承継者が転用事業を承継し、個人住宅を建築しようとするものであります。申請人は木原行政書士さんです。許可番号は指令西農第●●●●と指令西農第●●●●です。許可年月日はどちらも●●●●です。担当委員は深野委員です。これは農地法第 4 条で申請が出ておりますので、そちらでまた説明をさせていただきます。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図の 2 ページをご覧ください。左上から右下に県道皆井田江津線が通っております。右下の方は跡市方面で、左上の方は 9 号線の都野津西交差点がございます。都野津西交差点から 500m くらい跡市方面に進みまして、右側に斜線部分の申請地がございます。左側には●●●●保育園があるという場所になります。周りは宅地化されておりますので、問題はないかと思えます。転用事業者の方が亡くなられ、使用貸人の方も亡くなられたので、お孫さんが継がれるということです。特別、問題はないかと思えます。ご審議の程よろしく願います。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地転用事業計画変更申請については、承認されました。

別段面積設定の承認・農地法第 3 条

《 松川町市村 》

会 長 次に日程第 5、議案第 1 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段

面積設定の承認の 1 について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 5 ページをご覧ください。位置図は 3 ページをご覧ください。農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積設定の承認です。これは、空き家付き農地の設定です。指定を受けようとする土地の所在は、●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。空き家の所在地及びバンク登録日は、●●●●で令和元年 6 月 12 日に登録されています。農地等の所有状況は、所有地で畑が●●●●㎡です。空き家に付属した農地の利用状況は耕作農地となっています。これに基づきまして、農地法第 3 条の規定による許可申請ですが、続けて説明をさせていただきます。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。権利は 3 条の無償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、江津市空き家バンク制度に登録し、空き家に付属した農地指定を受けて譲渡するという事です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、江津市空き家バンク制度実施要綱の各条項を遵守し、併せて周辺農地等の利用に考慮し譲り受けるということです。受入世帯の稼働人員は 1 人中 1 人です。申請人は植田行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は二本木委員です。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

4 番委員 これは空き家付き農地となっていますが、家はどこにあるのでしょうか。

事務局 少し離れた所にあるかと思いますが。

会 長 私が少し説明をさせていただきます。●●●●の団地と言いますか、国道 261 号線を江津から桜江に向かって行きますと、左手に●●●●に行く所に団地があります。そこは 40 世帯くらいありまして、その中に●●●●さんの家があります。弟さんが●●●●に住まわれていまして、そのお姉さんになりますが、現在は施設におられるようで、そこが空き家になっているそうです。結構、大きな家らしいですが、今回この家と畑を一緒に出されたというふうに聞いております。

4 番委員 思い込みですが、家と畑が一緒なのかと聞いていたのですが。

会 長 家と畑の位置は、全然場所が違います。畑の位置は、あと二本木委員が説明をされますが、松平小学校の方へ国道から市道へ入って行く道の所になります。これはあと二本木委員から説明をして頂きます。他に、ご質問等はありませんか。

会 長 他に、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定の1については、承認されました。

会 長 次に、議案第1号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定の承認の2について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 すみません、農地法3条の1を先にお願ひしたいと。

会 長 わかりました。それでは、日程第6、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 説明は先程いたしましたので、二本木委員の説明をお願いします。

会 長 それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いします。

5番委員 位置図の3ページをご覧ください。縦にして見て頂きますと、上が江津方面で下が桜江方面です。上の少し先に工業団地に入る道があります。そこからずっと下がって行きますと、市村の旧道に入っていきますが、すぐ横には●●●●さんの駐車場がございます。●●●●さんの隣には、今は閉鎖しておりますが●●●●がありまして、そこを過ぎた所から入り口になります。この旧道を入れて行くと、黒塗りになっている申請地になります。先程、会長が説明いたしましたように、自宅とは離れておりまして、今ここの農地は●●さんという方がされているようで、綺麗にされております。この周りは同じように畑を作っておられます。この方の息子さんが広島におられるのですが、直接話は聞いておりませんが、親戚の方がいらっしやいまして、その方の話だと円満な

会議での話し合いだったということでしたので、よろしくお願ひいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

〈 後地町 〉

会 長 　次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積設定の承認の 2 について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は 5 ページをご覧ください。位置図は 4 ページをご覧ください。指定を受けようとする土地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。空き家の所在地及びバンク登録日は、●●●●で、令和元年 12 月 6 日に登録されています。農地等の所有状況は所有地で畑が●●●●㎡、空き家に付属した農地の利用状況は耕作農地となっています。以上です。

会 長 　これも続けて、3 条の説明をされますか。

事務局 　はい。

会 長 　それでは、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」事務局の説明をお願いします。

事務局 　農地法第 3 条の規定による許可申請について、続けて説明をさせていただきます。議案書は 6 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。権利は 3 条の有償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、江津市空き家バンク制度に登録し、空き家に付属した農地指定を受けて譲渡するということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、江津市空き家バンク制度実施要綱の各条項を遵守し、併せて周辺農地等の利用に考慮し譲り受けるということです。受入世帯の稼働人員は 1 人中 1 人です。申請人は内田行政書士さんで、

対価は10a当り●●千円です。担当委員は藤井委員です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いします。

3番委員 位置図の4ページをご覧ください。3月18日に確認をさせて頂きました。左下に尾浜とありますが、これは国道9号線にあります尾浜交差点で、江津東小学校の近くにある交差点です。ここを上に向かい海の方に入って行きまして、約450m行った所の右手に申請地がございます。申請地の隣に●●●●と書いてある家があるのですが、こちらが空き家バンクに登録された●●●●さんが所有されている空き家になります。これを、譲受人である●●●●さんが、会社を退職されまして、こちらに引っ越してされるということです。農地の現状も見ましたが、現在も畑としてネギ等が植えてありまして、すぐに使えるような状態になっていますし、引っ越しの準備と言いますか、電気工事等もされていたり、移転されるような準備をされたりしていただきましたので、問題は無いかと思えます。よろしくお願いいいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

会 長 他に、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようですので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

農地法 第4条

《 渡津町 》

会 長 次に日程第7、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は7ページをご覧ください。場所は位置図の5ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。申請人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●の方です。転用目的は進入

用道路及び駐車場です。転用理由は、申請地を市道から居宅までの進入用道路及び駐車場として利用するという事です。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は佐々木英夫委員です。工期は●●●●からということで、顛末書が付いております。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の5ページをご覧ください。左下から右上に国道9号線が通っております。右上は浅利方面で左下は江津方面になります。塩田里道踏切がありまして、ここに点滅信号がありますが、この踏切を越えて約300mの所に申請地がありました。申請地の所から左方向に道が2本伸びていまして、これは嘉戸方面と真和漁業の方に出る道です。上の方にも2本道路がありますけれど、これはいずれも車で行きかけましたが、行き止まりになっておりました。申請地は、申請人の●●●●さんの、既に亡くなられているお父さんの代から、●●●●に市道から自分の家の進入路と駐車場として使用しておられました。従来から雑種地として認識しておられたようです。今回、申請人の長男さんが居宅を建築するという事で、本藤行政書士さんに依頼をした所、地目が畑であったと判明したことから、農地法の申請と許可を取らなければならないという指導を受けて、ご本人は驚いておられたそうです。このことに関して深く反省をしておられました。また、現地を確認した所、既に居宅の基礎部分の工事が進められておりました。周辺は宅地等になっておりまして、転用することに被害を及ぼすことは無いと考えられます。また、申請人も農地法の趣旨を十分に理解し、関係者の方々の指導を受けながら行っていきたいと顛末書を提出されております。以上のことから、特に問題は無いかと思いますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 次に議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 先程の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請を承認頂きました。転用事業者である●●●●さん、及び●●●●さんが死亡し、●●●●さんが相続されておりますので、この土地について 4 条申請ということが出ております。議案書は 7 ページをご覧ください。位置図は 2 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。申請人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地に個人住宅を建築したいということです。申請人は木原行政書士さんで、担当委員は深野委員です。工期は許可の日から●●●●です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 先程、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について承認を頂きまして、場所について説明をいたしました。申請地はその場所になります。都野津西交差点から跡市方面へ約 500m 進んだ右側の場所に位置します。県道皆井田江津線には直接隣接しておりません。道路沿いに●●●●●●さんの家がありまして、その裏に位置します。ここ何年も耕作されているような形跡は無く、建設を急いでおられるのか分かりませんが、綺麗に準備がしておられました。周辺も宅地化されておりますので、問題は無いと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の

2については、可決されました。

農地法 第5条

《 和木町 》

会 長 次に日程第8、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は8ページをご覧ください。場所は位置図の6ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●の方です。譲受人は●●●●さんと●●●●さん、住所は●●●●、●●●●の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地に居宅を建築して利用するということです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10a当り●●●●千円です。担当委員は原田委員で、工期は許可の日から●●●●です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員 位置図の6ページをご覧ください。真ん中あたりに国道9号線が通っておりまして、右方向は嘉久志方面で左方向は都野津方面になります。右手の方の9号線が切れた所があるのですが、●●●●医院駐車場と書いてあります。その向かいに鈴木内科眼科医院の病院がございます。嘉久志方面から来ますと、その点滅信号を右折しまして、30m程進んだ所を左折しまして、約100m進みますと申請地が右手に見えてきます。ここの土地は、もう何年も数年以上になるとは思いますが、耕作をした形跡はありません。こちらは、土地改良区域内となっておりますし、申請地の北側と南側は公衆用道路に面してありまして、西側と東側は宅地となっておりますので、農地もありませんし周囲に被害を与えることは無いと思いますので、問題は無いと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する

ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 次に、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 8 ページをご覧ください。場所は位置図の 7 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。合計●●筆で●●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●の方です。転用目的は建売住宅です。転用理由は、申請地に建売住宅を建築して販売することです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は 10a あたり●●●●千円です。担当委員は深野委員で、工期は許可の日から●●●●です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図の 7 ページをご覧ください。左上に国道 9 号線が通っておりまして、二宮町のジュンテンドーやキヌヤ、ファッションセンターしまむらがある横に市道が通っております。この道を南方向へ約 200m 進んで行きまして、左側にある土地です。道路に隣接している土地は何も耕作されていなくて、草が生えている状態で、その奥に 3 区画の申請地がございます。周りは宅地化されていて、ここへ住宅を建てることに問題は無いと思います。よろしく願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第9、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農業経営基盤促進法に基づく農地利利用集積計画の承認についてを
ご覧頂きたいと思います。まず、1ページをご覧下さい。今回は江津地区が●
●●●、●●●●、●●●●、●●●●が出ておりまして、桜江地区が●●●
●、●●●●、●●●●が出ております。跡市町は●年で、田が●筆で●●●
●㎡、畑が●筆で●●●●㎡、合計●筆●●●●㎡、再設定です。●●●●は
●年契約で、田が●筆で●●●●㎡、再設定となっています。●●●●は●年
契約で、田が●筆で●●●●㎡、●●年が●1筆で●●●●㎡、合計で●●●
●㎡。新規が●●●●㎡で再設定が●●●●㎡となっています。●●●●は●
●年契約で、田が●筆で●●●●㎡、新規となっています。次に●●●●は●
●年契約で、田が●筆で●●●●㎡、新規です。●●●●は●●年契約で、畑
が●1筆で●●●●㎡、再設定です。●●●●は●年契約が●筆で●●●●㎡、
●●年契約が●筆で●●●●㎡、合計●●●●㎡で新規となっております。次
に2ページをご覧下さい。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積
が●●●●㎡です。再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は
●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公
社です。利用目的は畑で、期間は●●年、10a当りの賃借料は●千円です。
賃貸借で農地中間管理事業となっています。続きまして、●●●●、登記簿現
況ともに畑で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で
●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で●●●●㎡です。同
じく●●●●、登記簿現況ともに畑で●●●●㎡です。再設定です。権利の設
定をする者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける
者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用目的は畑で、期間は●年、
使用貸借となっています。次に3ページをご覧下さい。●●●●、登記簿現況
ともに田で面積が●●●●㎡です。新規です。権利の設定をする者が●●●●

さん、住所は●●●●です。利用権の設定を受ける者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用目的は田で、期間は●年、使用貸借となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡です。新規です。権利の設定をする者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用目的は田で、期間は●●年、使用貸借となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡です。新規です。権利の設定をする者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用目的は田で、期間は●年、使用貸借となっています。次に4ページをご覧ください。●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡です。新規です。権利の設定をする者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用目的は田で、期間は●●年、使用貸借となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡です。新規です。権利の設定をする者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●の方です。利用目的は田で、期間は●●年、使用貸借となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡です。再設定です。権利の設定をする者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用目的は田で、期間は●年、使用貸借となっています。次に5ページをご覧ください。●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡です。新規です。権利の設定をする者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●、住所は●●●●の方です。利用目的は田で、期間は●●年、10a当りの賃借料は●千円、賃貸借となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡です。再設定です。権利の設定をする者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用目的は田で、期間は●●年、使用貸借となっています。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、

江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。その他については、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 12 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は 4 月 20 日の月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員